平成２７年（フ）第１８４６号
札幌市南区南沢４条２丁目８番27―235号
債務者　向井比呂樹
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６０号
札幌市北区北37条西２丁目２番15―303号
債務者　石山　静江
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８号
千葉県東金市家徳748番地29
債務者　バルヨット　アーク　クリスチャン　バラグタス
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
千葉県東金市家徳748番地29
債務者　バルヨット　マリテス　クラベロ
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
千葉県匝瑳市川辺6813番地２　コーストアベニュー204
債務者　髙橋　孝輔
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４８５号
大阪府藤井寺市川北３丁目５番１―202号
債務者　三木　清司
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３６号
堺市北区百舌鳥本町１―70―５―201号、住民票上の住所大阪府河内長野市清見台４丁目７番３号
債務者　長濱　竜彦
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３１号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目４番２号―102
債務者　坂本　卓宏
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３７号
堺市堺区榎元町１丁２番21号、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅北町４丁161番地
債務者　片岡　一美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５２号
大阪府藤井寺市林３丁目11番10号
債務者　櫻井　吉憲
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５５号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―106号
債務者　藤田　和秀
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６８号
堺市南区桃山台３丁２番１―507号
債務者　後藤　輝美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
北海道帯広市西15条北３丁目１番地17　15条北ハイツ５号室、住民票上の住所北海道帯広市西12条北４丁目１番地147
債務者　清野　真秀
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
盛岡市館向町40番３号
債務者　根田　諭志
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４９号
静岡県富士市水戸島１丁目７番19号　シェリール・ティ403号
債務者　小野田泰之
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２９７号
愛知県一宮市古見町11番地１　ハーベストⅠ203
債務者　寺島　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４０８０号
大阪市港区八幡屋３丁目15番３号
債務者　柴本　繁二
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部